

出題趣旨・採点基準（民法） 配点100点

第1問は、抵当権設定後の従物に対する抵当権の効力に関して基本的な理解を展開する能力を問うものである。第三者が当該動産を不法に分離搬出した場合（問1）と抵当権設定者が分離搬出後に当該動産を第三者に処分した場合（問2）との相違に留意した分析を求めている。

第2問は、他人物売買に関して基本的な理解を展開する能力を問うものである。問1は、所有者の追認の効果につき、債権行為と処分行為の2側面を区別した分析を、また、問2は、目的物を追奪された買主が契約を解除する場合につき、原状回復の法律関係の具体的検討を求めている。

これによって、基本的な法律科目に関する基礎的学識を習得し、法的な思考・判断力、理解・分析力及び表現力を備えているかどうかを判定した。